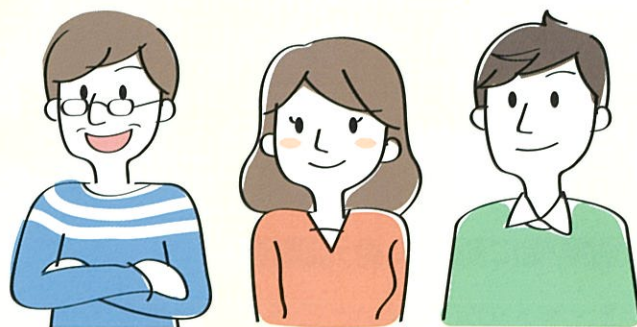


部落差別の解消をめざして

『部落差別解消推進法』を 知っていますか？

部落差別のない社会を実現するため、2016（平成28年）年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

なぜこの法律ができたのか、どのような法律なのか、部落差別をなくすために私たちに何ができるのか、考えてみましょう。



部落差別解消推進法の概要

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）ってどんな法律？



法律の名前にもある通り、部落差別の解消をめざして作られた法律です。2016（平成28）年12月16日に施行されました。

法律の名前に初めて「部落差別」という言葉が入ったんですよ。



へーっ！
そうなんだ！

今でも部落差別で辛い思いをしている人がいるんだよね。



①



部落差別（同和問題）をよく知らない人がインターネット等の情報から誤った知識を得て、偏見を持ち、それを更に広げていってしまうという現状があります。

部落差別について学ばず、そっとしていても差別はなくならないのね。



だから部落差別（同和問題）を正しく知ることが大切なんです。部落差別解消推進法の第5条では、部落差別を解消するために、国と地方公共団体は必要な教育及び啓発を行うよう努めることが定められています。

③

- ◎現在も部落差別が存在する。
- ◎部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



部落差別解消推進法の第1条には、こんな目的が書かれています。

「部落差別が存在する」ということと、「部落差別をなくす」ということがしっかり明記されているんだね。



この法律を読めば、部落差別をみんなでなくしていかなければいけないことがわかるね。



②

部落差別解消推進法には、その他にどんなことが書かれているの？



国や地方公共団体で、それぞれの役割にちがいはありますが、

- ・部落差別の相談があったときに、しっかり対応できるよう体制を整えておくこと
- ・部落差別を解消するための施策を行うこと
- ・どんな施策が必要になるか判断するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に関する調査を行うことが書かれています。



④

部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に排除され、その結果、今なお、日常生活でさまざまな差別を受けているなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別解消推進法ができた背景

さまざまな場面で存在する部落差別により、現在も辛い思いをしている人がいます。

✓【事例1】結婚、就職等での差別

結婚の際に被差別部落・同和地区出身であることを理由として反対されたり、就職においても不当な取扱いを受ける事象が起きています。



✓【事例2】差別落書き、インターネット上での差別書込み

公共の場所等においても心無い差別落書きが発見される事象が起きています。

また、近年では、インターネット上での差別的な書込みが問題となっています。



✓【事例3】土地差別

土地の売買等の際に、行政機関や不動産業者等に対して、ある特定の土地が被差別部落・同和地区かどうか尋ねるという事象が発生しています。



✓【事例4】偏見や差別意識に基づく身元調査等

偏見や差別意識に基づき、本人の知らないところで戸籍謄本・住民票の写し等の不正取得による身元調査が発生しています。



このような現状があり、部落差別解消推進法ができました。

部落差別をなくすためにできること

部落差別をなくすために大切なのは、くり返し正しい知識を身につけ、根拠のないうわさ話やインターネット上の情報等をうのみにせず、自ら差別をなくす行動をおこす力を身につけることです。



インターネット上の情報は、正しいかどうか確かめずに広めないようにしましょう。

うわさ話もね…

本やリーフレットも読んでみましょう。

正しい知識を得るために、地域や職場の人権学習会に参加してみましょう。



差別落書きを見かけたら、市役所の人権政策課に連絡しましょう。

差別を受けたり、見かけたりしたら下記連絡先に相談しましょう。



【連絡先】・大津地方法務局人権擁護課

☎ 0570-003-0110 (全国共通)

・(公財) 滋賀県人権センター人権相談室 ☎ 077-527-3885



住民票などの不正請求をなくすために、「事前登録型本人通知制度」*に登録してみましょう。

市民課まで相談を！

※事前登録型本人通知制度は、本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を、事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

発行：守山市総合政策部人権政策課 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

☎：077-582-1116 FAX：077-582-0539 E-mail：jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp

< 2021年(令和3年)3月発行 >